



令和 7 年 3 月 28 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が3月25日（火）に閣議決定され、本日（3月28日（金））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和7年3月7日に「岩手県大船渡市の林野火災による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。
また、適用措置については、上記見込み公表から変更ありません。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害
(※岩手県大船渡市の林野火災による災害)

2. 適用措置の指定

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2） 都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、1/2を補助。	岩手県 <small>おおふなとし</small> 大船渡市

3. スケジュール

3月25日（火） 閣議決定
3月28日（金） 公布・施行

政令第九十二号

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及び

これに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和七年二月十九日に発生した大火による災害で、岩手県大船渡市の区域に係るもの	法第十一条の二に規定する措置

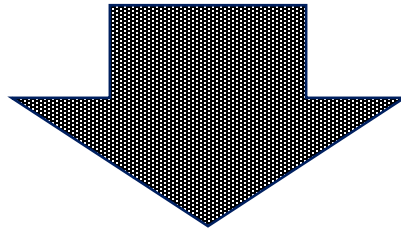
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(第11条の2) 森林災害復旧事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○ 被害樹木等の伐採、搬出、伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設を行う事業に対する補助

- ・都道府県が行う場合 国1/2
- ・市町村、森林組合等が行う場合 国1/2、都道府県1/6

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。